

国立大学法人東京医科歯科大学環境安全管理規則

平成 27 年 8 月 10 日
規則 第 167 号

第 I 章 総則

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における教職員及び大学院生の健康と安全に必要な環境を確保するため、環境保全及び化学物質の適正な管理及び取扱いについて、「毒物及び劇物取締法（以下「毒劇法」という。）」、「労働安全衛生法」、「消防法」、「高圧ガス保安法」、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」、「東京都環境確保条例」、「下水道法」、及びその他の法令（以下「法令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「化学物質等」とは、元素及び化合物（それぞれ放射性物質、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に定める医薬品及び医薬部外品並びに麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）等に則り適切に管理されているものを除く。）のうち、教育または研究に用いるもの及び高圧ガス（高圧ガス保安法第 2 条に定めるもの。）をいう。
- (2) 「化学物質管理システム」とは、化学物質や毒物劇物等の購入、使用、保管または廃液等の搬出などを、正確に記録・集計するシステムをいう。
- (3) 「毒物劇物等」とは、毒劇法第 2 条に掲げる毒物、劇物、特定毒物をいう。
- (4) 「廃液等」とは、本学から排出される汚水及び廃液で、放射性廃棄物、毒物劇物等を除き、第 8 条に定める環境安全管理委員会が定めるものをいう。
- (5) 「廃棄薬品」とは、本学で不要となった薬品をいう。
- (6) 「部局」及び「部局長」とは、別表に定めるものをいう。
- (7) 化学物質等取扱者は、教職員及び大学院生であって、本学において化学物質を取扱う者をいう。
- (8) 毒物劇物等取扱者は、教職員及び大学院生であって、本学において毒物劇物を取扱う者をいう。
- (9) 廃液等取扱者は、教職員及び大学院生であって、本学において廃液等を取扱う者をいう。

第 II 章 管理体制

(環境安全総括管理者)

第 3 条 本学に環境安全総括管理者 1 名を置き、学長の指名する理事をもって充てる。

2 環境安全総括管理者（以下「総括管理者」という。）は、本学における環境安全管理活動を総括する。

(環境安全統括責任者)

第 4 条 国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程第 25 条の 4 に定める環境安全管理室（以下「管理室」という。）に、環境安全統括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、室長をもって充てる。

(環境安全管理責任者)

第5条 管理室と連携して部局の環境保全及び化学物質の安全管理の充実を図るため、別表に定める部局（以下「部局」という。）に、環境安全管理責任者を置き、部局長をもって充てる。

(環境安全管理者)

第6条 分野・センター等（以下「分野等」という。）の環境安全、化学物質・毒物劇物等及び廃液等を適正に管理するため環境安全管理者（以下「管理者」という。）を置き、当該分野等の長をもって充てる。

(取扱責任者)

第7条 分野等に化学物質等取扱責任者、毒物劇物等取扱責任者及び廃液等取扱責任者を置く。

- 2 各取扱責任者は、分野等に所属する常勤の職員をもって充て管理者が指名する。
- 3 化学物質等取扱責任者、毒物劇物等取扱責任者及び廃液等取扱責任者は、これを兼ねることができる。

(環境安全管理委員会等)

第8条 本学における化学物質の適切な管理運営に関し必要な事項を審議するため、環境安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営等については、別に定める。

(化学物質管理システム)

第9条 化学物質等取扱者は、化学物質等・毒物劇物等・廃液等（以下「物質等」という。）について、化学物質管理システム（以下「システム」という。）に登録し管理しなければならない。

- 2 物質等を取扱う分野等にシステムの運用を適正に管理するため責任者を置き、管理者をもって充てる。
- 3 システムの運用については、第8条に定める環境安全管理委員会で別に定める。

第Ⅲ章 化学物質管理

(化学物質等取扱責任者)

第10条 化学物質等取扱責任者（以下「化学責任者」という。）は、研究室又は実験実習室等（以下「研究室等」という。）において使用保管する化学物質を適正に管理し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 研究室等における化学物質の受入、在庫及び廃棄に関する適正な管理
- (2) 化学物質等取扱者への指導教育
- (3) その他化学物質の適正な管理に関し必要な事項

(化学物質等取扱者の責務)

第11条 化学物質等取扱者は、法令及び本学の規則等の規定に従い化学物質を取り扱い、化学責任者の講ずる措置に従わなければならない。

第Ⅳ章 毒物劇物等管理

（毒物劇物等取扱責任者）

第 12 条 毒物劇物等取扱責任者（以下「毒劇責任者」という。）は、研究室等において使用保管する毒物劇物等を適正に管理し、次の各号に掲げる職務を行う。

- （1）研究室等における毒物劇物等の適正な管理
- （2）毒物劇物等取扱者への指導教育
- （3）その他毒物劇物等の適正な管理に関し必要な事項

（毒物劇物等取扱者の責務）

第 13 条 本学において毒物劇物等を使用する者及び毒物及び劇物取締法第 3 条の 2 第 1 項の規定により、許可を受けて特定毒物を取り扱う者は、その使用上の安全確保について十分に自覚し、毒劇責任者の指示に従うとともに、法令及びこの規則を遵守し、毒物劇物等の適正な管理に努めなければならない。

（毒物劇物等の保管状況等の把握）

第 14 条 毒劇責任者は、毒物劇物等の管理に関し、第 9 条に規定するシステムにおいて、その取得、使用、保管及び廃棄について常に把握しなければならない。

（保管庫）

第 15 条 毒劇責任者は、毒物劇物等を保管する場合は、施錠可能で堅固な専用の保管庫を設けるとともに、当該保管庫には、毒物劇物等の表示を明確にしなければならない。
2 毒劇責任者は、保管庫の施錠を常にし、毒物劇物等の盗難等の防止に努めなければならない。

（表示）

第 16 条 毒劇責任者は、毒物劇物等の保管に関し次表の区分に応じて定める表示をしなければならない。

区 分	容器及び被包への表示	貯蔵又は陳列する場所への表示
毒 物	「医薬用外」の文字及び赤地に白色で「毒物」の文字	
特定毒物		
劇 物	「医薬用外」の文字及び白地に赤色で「劇物」の文字	

（毒物劇物等の廃棄）

第 17 条 毒物劇物等を廃棄する場合は、関係法令に規定する方法により廃棄、もしくは都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して廃棄しなければならない。

第Ⅴ章 廃液等管理

（廃液等取扱責任者）

第18条 廃液等取扱責任者（以下「廃液責任者」という。）は、研究室等における廃液及び廃棄薬品（以下「廃液等」という。）を適正に管理しなければならない。

- （1）研究室等における廃液等の適正な管理
- （2）廃液等取扱者への指導教育
- （3）その他廃液等の適正な管理に関し必要な事項

（廃液等取扱者の責務）

第19条 廃液等取扱者は、廃液等の排出に当たって、当該廃液等が人の健康及び生活環境等に影響を与えることを十分に自覚し、前条に規定する廃液責任者の監督又は指導に従うとともに、法令及び委員会が定めた廃液等処理の手引を遵守し、安全確保に努めなければならない。

（化学物質等の処分）

第20条 廃液責任者は、使用見込みのない化学物質等については、速やかに廃棄処分の適正な措置を講じるとともに、空容器を廃棄するときは、人の健康及び生活環境等に影響が生じないように措置しなければならない。

第Ⅵ章 雑則

（緊急事態に対する措置）

第21条 物質等が、災害その他の事故により飛散、漏洩、流出により人の健康及び生活環境等に影響が生じ、又は生ずる恐れがあるとき並びに紛失、又は盗難にあったときは、直ちに研究室等の管理者に報告するとともに、必要な応急措置を講じなければならない。

2 前項の報告を受けた管理者は、応急の措置を講ずるとともに、総括管理者及び総括責任者に速やかに報告しなければならない。

3 管理者は、前2項に関する緊急連絡体制等の整備を講じなければならない。

4 環境安全管理責任者は、第1項の流出の報告を受けたときは、直ちに保健所及び下水道局その他の関係機関に届け出るとともに取扱方法の改善等必要な措置を講じるものとする。

（排水の水質測定）

第22条 水質管理責任者（東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）第7条の16に定める水質管理責任者であって、学長が指名する者をいう。）は、本学から排出する排水の水質測定を定期的を実施し、その結果を学長に報告するとともに法令に基づく所要の報告を行うものとする。

（補則）

第23条 この規則に関する事務は、職員健康管理・環境安全管理事務室において処理する。

2 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年8月10日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、国立大学法人東京医科歯科大学環境安全管理責任者に関する要項（平成27年3月27日制定）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による廃止前の国立大学法人東京医科歯科大学環境安全管理責任者に関する要項（平成27年3月27日制定）第2条の規定による環境安全管理責任者（以下この項において「旧管理責任者」という。）については、この規則の施行の日に、改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による環境安全管理責任者に指名されたものとし、その任期は同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧管理責任者としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成29年7月31日規則第108号）

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月17日規則第89号）

- 1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行に伴い、国立大学法人東京医科歯科大学毒物劇物等管理規則（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人東京医科歯科大学廃液等管理規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

別表

部 局	部局長	備 考
大学院医歯学総合研究科（医系・生命理工医療科学専攻）、医学部	医学部長	
医学部附属病院	医学部附属病院長	
大学院医歯学総合研究科（歯系）、歯学部	歯学部長	
歯学部附属病院	歯学部附属病院長	
教養部	教養部長	
生体材料工学研究所	生体材料工学研究所長	
難治疾患研究所	難治疾患研究所長	
統合研究機構	統合研究機構長	機構の各センターを含む
高等研究院	高等研究院長	
職員健康管理室	職員健康管理室長	